

第20回一般外来勉強会

ニコチン依存症管理料と
喘息治療管理料

概要

- 前回の勉強会の質問のおさらい

悪性腫瘍得意物質治療管理料と

がん性疼痛緩和指導管理料について

- ニコチン依存症管理料

- 喘息治療管理料

- 質疑応答

前回の勉強会の質問のおさらい①

悪性腫瘍特異物質治療管理料

- Q.**がん確定の患者で、他院でがんのフォローをしており、当院ではフォローしていない場合でも悪性腫瘍特異物質治療管理料で算定してもよいか。
- A.**自院でがんの経過フォローをしていない場合でも、転移の可能性等含めマーカー検査を行った場合は経過の観察もしくは転移の可能性を考慮していると判断されるため、基本的には悪性腫瘍特異物質治療管理料での算定となる。
- Q.**当該管理料を既に算定している癌の患者に他の部位の癌の疑いがあるため、他の部位の腫瘍マーカー検査を行った場合でも、腫瘍マーカーの検査料は当管理料に含まれて算定できないということか。
- A.**悪性腫瘍であるとすでに確定診断がされた患者で、転移など他の部位の癌(疑いを含む)ものについても腫瘍マーカー検査を行った場合も、腫瘍マーカー検査料は算定できず当該管理料を算定する。一部検査に限っては検査料として算定できる場合もあるため、検査項目に注意が必要。
- Q.**上記のように悪性腫瘍特異物質治療管理料で算定する場合、疑い病名でも問題ないか。
- A.**既に悪性腫瘍確定であり、その他の悪性腫瘍や転移等疑い検査した場合は疑い病名で問題ない。検査項目によって必要な病名等もある為、必要に応じて対応すること。

前回の勉強会の質問のおさらい②

がん性疼痛緩和指導管理料

- Q.** 算定要件の解釈として、麻薬の処方を含めた指導管理を行うことが必要=麻薬の処方が必須という認識でよいか。
- A.** 「医師ががん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者に対して、計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合、当該薬剤を処方した日に算定する」とある為、麻薬の処方は必須となる。
- Q.** 病院での会計が終了した薬局にて患者が麻薬は不要と申し出があり薬局より疑義があった場合には指導料は返金が必要か。
- A.** がん性疼痛緩和指導管理料の算定要件として当該薬剤を処方した日に算定とある為、療養上必要な指導を行った場合でも患者の申し出により処方がなしになった場合は算定要件に該当しない為、管理料は算定できない。従って、返金が必要。

B001-3-2

ニコチン依存症管理料

禁煙を希望する患者であって、スクリーニングテスト(TDS)等によりニコチン依存症であると診断されたものに対し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を行い、**当該患者の同意を文書により得た**上で、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その**内容を文書により情報提供した場合**に算定

区分		点数	算定回数
ニコチン依存症 管理料1	イ 初回	<u>230点</u>	全5回
	ロ 2回目から4回目まで	(1) 対面で行った場合 <u>184点</u> (2) 情報通信機器を用いた場合 <u>155点</u>	
	ハ 5回目	<u>180点</u>	
ニコチン依存症 管理料2	一連につき	<u>800点</u>	初回時 1回に限り

施設基準(要届出)

- (1) 禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示していること。
- (2) 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること。なお、当該医師の診療科は問わないものであること。
- (3) 禁煙治療に係る専任の看護師又は准看護師を1名以上配置していること。
- (4) 禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること。
- (5) 保険医療機関の敷地内が禁煙であること。なお、保険医療機関が建造物の一部を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。
- (6) 情報通信機器を用いて診察を行う保険医療機関にあっては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン指針」という。)に沿って診療を行う体制を有すること。
- (7) ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導の平均継続回数及び喫煙を止めたものの割合等を、別添2の様式8の2を用いて、地方厚生(支)局長に報告していること。

対象患者

ア「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)で、ニコチン依存症と診断されたものであること。



FTQやFTNDでは ✕

イ 35歳以上の者については、1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数が200以上であるものであること。

(例)45歳の患者 1日20本 × 20年 = 400

ウ 直ちに禁煙することを希望している患者であって、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意しているものであること。

レセプトの摘要欄コメント

850100064 初回算定年月日(ニコチン依存症管理料);(元号)y年m月d日

ニコチン依存症管理料1のロ 2回目から4回目まで(2)

情報通信機器を用いた場合(155点)の算定要件

(5) 情報通信機器を用いて診察を行う医師は、**初回到診を行う医師と同一のものに限る。**

(6) 情報通信機器を用いて診察を行う際には、オンライン指針に沿って診療を行う。

(7) 情報通信機器を用いた診察は、当該保険医療機関内において行う。

(8) 情報通信機器を用いた診察時に、投薬の必要性を認めた場合は、**「F100」処方料又は「F400」処方箋料**を別に算定できる。

(9) 情報通信機器を用いて診察を行う際には、予約に基づく診察による特別の料金の徴収を行うことはできない。

(10) 情報通信機器を用いた診察を行う際の情報通信機器の運用に要する費用については、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として**別途徴収**できる。

区分		点数	算定回数
ニコチン依存症 管理料1	イ 初回	230点	全5回
	ロ 2回目から4回目まで	(1) 対面で行った場合 184点 (2) 情報通信機器を用いた場合 155点	
	ハ 5回目	180点	
ニコチン依存症 管理料2	一連につき	800点	初回時 1回に限り

喘息治療管理料

区分		点数	算定回数
イ 喘息治療管理料1	(1) 1月目	<u>75点</u>	月1回
	(2) 2月目以降	<u>25点</u>	
重度喘息患者治療管理加算 (1のみ)	イ 1月目	<u>2,525点</u>	
	ロ 2月目以降6月目まで	<u>1,975点</u>	
ロ 喘息治療管理料2	／	<u>280点</u>	初回に 限り

喘息治療管理料1…入院中の患者以外の喘息の患者に対して、ピークフローメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定(20歳以上)

喘息治療管理料2…入院中の患者以外の喘息の患者であって、吸入ステロイド薬を服用する際に吸入補助器具を必要とするものに対して、吸入補助器具を用いた服薬指導等を行った場合に算定(6歳未満又は65歳以上)

留意事項①

【喘息治療管理料1】

使用した当該ピークフローメーター、ピークフロー測定日記等に係る費用は所定点数に含まれる。

※患者さんの不注意でピークフローメーターが破損または紛失した場合、新たに渡すピークフローメーターについては患者さんに費用を請求してもいい。

【喘息治療管理料2】

指導に当たっては、吸入補助器具の使用方法等について文書を用いた上で患者等に説明し、指導内容の要点を診療録に記載する。なお、この場合において、吸入補助器具に係る費用は所定点数に含まれる。



留意事項②

【喘息治療管理料1、2共通】

喘息治療管理料を算定する場合、保険医療機関は、次の機械及び器具を備えていなければならない。

ア 酸素吸入設備

イ 気管内挿管又は気管切開の器具

ウ レスピレーター

エ 気道内分泌物吸引装置

オ 動脈血ガス分析装置(常時実施できる状態にあるもの)

カ スパイロメトリー用装置(常時実施できる状態にあるもの)

キ 胸部エックス線撮影装置(常時実施できる状態にあるもの)

これらの機械及び器具を備えた別の保険医療機関と常時連携体制をとっている場合には、その旨を患者に対して文書により説明する場合は、カ及びキで足りるものとする。

1と2それぞれの算定要件を満たしていれば、
併算定可能

重度喘息患者治療管理加算とは

重度喘息である20歳以上の患者(中等度以上の発作により当該保険医療機関に緊急受診(初診料の注7、再診料の注5又は外来診療料の注8に規定する加算を算定したものに限る。))した回数が過去1年間に3回以上あるものに限る。)に対して、治療計画を策定する際に、日常の服薬方法、急性増悪時における対応方法について、その指導内容を文書により交付し、週1回以上ピークフローメーターに加え一秒量等計測器を用い、検査値等を報告させた上で管理した場合に算定。

施設基準(要届出)

- (1) 専任の看護師又は准看護師が常時1人以上配置され、患者からの問い合わせ等に24時間対応できる体制を整えていること。
- (2) ピークフロー値及び一秒量等を計測する機器を備えるとともに、患者から定期的に報告される検査値等の情報を適切に蓄積、解析し、管理できる体制を整えていること。
- (3) 当該保険医療機関において、又は別の保険医療機関との連携により、緊急入院を受け入れる体制を常に確保していること。



ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談等ございましたら
お申込みメールアドレスへご連絡ください



info@medical-takt.com

来年も勉強会を開催する予定です。
詳細が決まり次第当社HPにて
公開いたします。